

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 4 2 号)

平成29年3月3日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書非公開決定については、請求のあった公文書を保有しているとは認められないため、実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

平成28年5月19日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成28年5月に琵琶湖ホテルで行われた大津市自治連合会の総会に公務で参加した市職員が受けとった総会資料や配布物の一切」と記載して、公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成28年5月27日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として「平成28年5月に琵琶湖ホテルで行われた大津市自治連合会の総会に公務で参加した市職員が受けとった総会資料や配布物の一切」(以下「本件公文書」という。)を特定の上、「請求のあった公文書は本市で作成及び取得しておらず、存在しないため。」との理由を付して本件公文書の非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年6月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取消しを求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載内容並びに意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 大津市長は、任意団体である大津市自治連合会からの依頼で、大津市自治連合会の総会当日に多数の職員を派遣しており、職員は公務で参加している。大津市長が公務で職員を参加させるとの決定を出したということは、文書の保管義務も生じるはずである。自治連合会総会に市職員が参加していながら、関係資料を破棄してよいのか。自治連合会の総会に市職員が参加していながら、配布された文書を破棄するということは、公正で透明な信頼される市政の運営とは言い難く、情報公開の意義から大きくかけ離れている。
- 2 大津市は、「住民福祉の増進と地域社会の発展を目的として、大津市自治連合会が行う住民自治活動に対して、補助を交付するもの」として、大津市自治連合会へ運営補助金や報奨金を

支払っている。そういう意味でも総会資料を保管する必要がある。

- 3 自治協働課がホームページ等で自治会加入を促している以上、自治会員はもちろん非会員に対しても、大津市自治連合会の運営実態や活動内容を説明して理解を促すべきである。自治協働課は、協働のまちづくりを推進するための課で、それに大いに関係する団体の資料を保管しないことは、職責を放棄したに等しく、職務怠慢である。
- 4 13の関係課や団体の職員が参加しているにもかかわらず、当日資料がどの課にも存在していないことがあり得るのか。他課の担当者が配布した資料も廃棄したのか。情報の共有や連携がないことは、大津市が目指す協働のまちづくりからかけ離れた行為である。
- 5 自治会の総会における事務手続きについて、総会資料配布時は「議案事項」であっても、当日の審議を経て「議決事項」となる。決定事項でないとする弁明書の内容は事実と反する。
- 6 「結の湖都」協働のまちづくり推進条例第9条に「市民、市民団体、事業者及び市は、協働によるまちづくりに関する必要な情報を相互に発信し、及び収集し、並びに共有するよう努めるものとする」と規定されているが、所管課である自治協働課は、必要な情報収集も共有もしていない。
- 7 過去にあった自治会の報償金に関する裁判では、市と自治連合会の密接な関係を強調していた。その中で、自治会の最高議決機関は総会であり、重要事項に関することが議決されるとしている。さらに、自治会の役割として、各種行政に協力する活動など、公的な動きも兼ね備えていると主張していた。このように、自治連合会が極めて重要な団体であるならその活動内容を把握しておくのは業務上当然の責任である。
- 8 重要な団体の会合に市職員が参加した以上、資料を受け取り内容確認の上、保管して今後の業務に役立てるのは公務員として当然の務めである。資料を持ち帰ったのであれば職務遂行上必要な資料として保管されなければならないし、破棄した場合は必要書類を破棄したこととなり、文書管理規程違反である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容及び事情聴取によると、概ね次のとおりである。

- 1 総会にオブザーバーとして参加した際、総会資料は配布された。しかし、総会資料は総会における議案事項であって決定事項ではなく、大津市自治連合会から市に正式に提供されたものでないこと及び必要文書は別途提出を求めており、市の業務上、利用が必然的に予定されている文書でないことから、公文書として取得していない。
- 2 自治連合会総会で議決された文書の一部として、補助金申請の際の添付必要書類である収支予算書及び事業計画書を収受しており、補助金関係書類として保管している。
- 3 平成27年度の大津市自治連合会の総会資料は、答申第34号において、「実施機関がこれを保管しないとする処理は不適切なものとはいえない」とされている。このことから、判断基準や運用方法について誤りがないと考えている。
- 4 関係課や団体の職員が参加しているとの主張について、定例会と総会の二部構成で会議を実施している。関係課の職員は定例会のみに参加しており、総会時には退室している。総会には市民部長、市民部政策監、自治協働課職員のみが参加していたため、関係課の職員が総会時

に配布された資料を持ち帰ったということはなく、資料を目にすることもない。

- 5 「結の湖都」協働のまちづくり推進条例第9条における情報の共有とは、三者（市民・市民団体、事業者及び市）がよりよいまちづくりをしていくために、それぞれが行う活動について相互に理解をするという主旨であって、具体的にそれぞれの団体が保有している資料を共有するという主旨ではない。なお、事業報告時の必要な情報については補助金申請の際に別途收受し保管している。
- 6 自治会は任意団体であり、加入についても強制ではない。地域で会則等も含めて自分たちで作りに上げていくコミュニティの一つである。そのため、市が下請けに対して強制的に依頼するものではなく、上下の関係もない。あくまでも協働という場面では両輪として機能し、対等の立場で物事を進めていくものである。よって、補助金交付を理由に市が自治会を監視するということはない。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件審査請求の対象となっている公文書について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、平成28年5月に開催された大津市自治連合会総会において出席者に配布された総会資料である。同総会には、市民部長及び市民部政策監が参加していた。また、大津市自治連合会からの総会準備等にかかる職員協力依頼により、自治協働課職員が派遣されていた。本件公文書は、そのような経緯から総会開催時に配布されたものである。

実施機関は、本件公文書を取得しておらず、存在しないことを理由として、本件処分を行った。

一方、審査請求人は、「自治連合会の総会に市職員が参加しているながら、配布された文書を破棄するということは、公正で透明な信頼される市政の運営とは言い難く、情報公開の意義から大きくかけ離れている。」として、本件処分の取消しを求め、本件公文書を公開するよう求めている。

当審査会では、審査請求人、実施機関双方の主張を検討した上、関係簿冊の調査及び審議を行った。

- 2 公文書の存否について

当審査会において、本件公文書について実施機関から事情を聴取したところ、本件公文書は業務上利用することが必然的に予定されている文書でないことから公文書として取得していないとのことであった。

また、文書管理の現状把握と、自治協働課執務室に本件公文書が現実に存在していないことを確認するため、当審査会委員は、自治協働課執務室の現地調査を行った。

現地調査により実施機関において大津市自治連合会に関する公文書としては、補助金交付や報償金に関する文書のほか、自治連合会からの依頼文書、会議日程に関する連絡文書、支出負担行為などの文書を保管していることを確認したが、本件公文書を現認するに至らなかった。

実施機関からの事情聴取及び当審査会の現地調査において、実施機関が本件公文書を保有

管理しているとの事実を認めることができなかつたことから、実施機関において本件公文書を保有していないと認定せざるを得ない。

なお、審査請求人は、この総会に13の関係課や団体の職員が参加していたと主張する。このことについて実施機関に事情聴取をしたところ、会議は定例会と総会の二部構成で実施されており、関係課の職員は総会時には退室していたため、参加していたのは定例会のみであつて、総会には参加していなかつたこと及び総会には市民部長、市民部政策監、自治協働課職員のみが参加していたため、関係課の職員が総会時に配布された資料を持ち帰つた事実はないことを確認した。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 当審査会の意見

当審査会は、本件審査請求について次の事項を意見として付記する。

総会資料の保存について

審査会は、本件審査請求について、本件公文書を非公開とすることを妥当と認定したところである。

類似案件の天津市情報公開・個人情報保護審査会答申(答申第34号)で、審査会は以下のように答申した。「本件公文書については、天津市自治連合会における議案事項であつて、決定事項として市に対して提供したものではないこと、及び、補助金交付事務に必要なに応じて確認する文書としての総会の議案書については、同連合会に別途提出を求め、これを保管していることから、市の業務上において利用することが必然的に予定されている文書でない」と判断し、「市関係団体に関する文書」や「その他事業の執行に関する文書」には該当せず、実施機関においてこれを保管しないとすゝる処理は、上記の判断基準及びその運用方法に照らして、不適切なものとはいえない。」

しかし、実地調査により検分したところ、平成27年度は補助金交付申請書に総会議案書が添付されていたが、平成28年度は総会議案書そのものの添付はなく、議案書の一部である収支予算書及び事業計画書が添付されていたため、現状は「総会の議案書については、同連合会に別途提出を求め、これを保管している」とはいえない。上記答申は、自治協働課が補助金交付事務との関係において毎年度の総会議案書を保有していることを前提としたものであつたことに照らすと、当審査会は必ずしも上記答申に拘束されることはなく、現状に合わせて意見を述べることを許されるものと思料する。

そうしてみると、平成28年度補助金交付申請書に添付された事業計画書には総会の記載があるものの、その記載からは総会の内容を確認することは困難であることが認められる。しかし、これをもって補助金交付申請処理との関係において総会議案書の添付を求めることなく、したがつてこれを保有していない自治協働課の事務処理を直ちに不適切なものとして評価することはできない。もっとも、天津市自治連合会運営補助金交付基準(平成26年4月1日施行、平成28年4月1日一部改正)において天津市自治連合会に対する補助対象経費の一に総会の事務経費が挙げ

られていることに照らすと、市職員が公務として出席し取得した総会議案書は、補助事業として総会が行われたことを証する資料として保有することが望ましい。

ところで、自治連合会の文書に関する公開の問題は、本来は大津市自治連合会のガバナンスの問題であるところ、大津市自治連合会は公共的団体であり、地方自治法第157条第1項に「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されている。これに加えて、大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例に規定する市民団体でもあることから、市の事業を推進する上で重要なパートナーとして、市と密接な関係にある団体といえる。今後の更なる大津市協働のまちづくりの推進のためにも、実施機関においては、大津市自治連合会に対し、同会の有するその事業を自治会員に説明する責務を全うされるようにすべく情報公開の運用につき助言を行うことを検討されたい。

第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 8月22日	諮問書の受理
平成28年 9月26日	審査請求の概要説明 審査請求人からの意見陳述 審議
平成28年10月24日	実施機関からの事情聴取 審議
平成28年11月21日	実地調査 審議
平成28年12月19日	審議
平成29年 1月27日	審議
平成29年 2月24日	審議
平成29年 3月 3日	答申